弁理士登録公告

平成30年４月25日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
４月25日	21498	但馬　　望
４月25日	21499	三瓶　文寛
４月25日	21500	荒木　昭子
４月25日	21501	村松　宏紀
４月25日	21502	留場　恒光
４月25日	21503	木村　友子
４月25日	21504	石川　貴志
４月25日	21505	稲田　菜摘
４月25日	21506	金　　啓彦
４月25日	21507	田代　　健

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成30年４月３日	07729	唐木　浄治	申請抹消
平成30年４月18日	11217	中野　修身	〃

弁理士数　11,325名

（平成30年４月25日現在）

平成30年５月21日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成30年４月25日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
４月25日	16589	坂田　啓司
４月25日	19124	青木由宇子

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,353名

（平成30年４月25日現在）

平成30年５月21日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　山梨県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　関　二三雄
　登録番号　22801
　事 務 所　山梨県甲府市中央１－９－６
　　青柳ビル　あおぞら法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成30年４月24日

平成30年５月７日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳～50歳、男性、身長175cm、肥満度小肥、頭髪黒、髪分丸刈、着衣は深緑色ジャンパー、青色半袖Ｔシャツ、茶色靴下、白色帽子、眼鏡

上記の者は、平成30年２月４日午後４時35分頃、川口市大字安行領在家290番地の１芝川右岸にて死亡した状態で発見されました。死亡推定日時は平成30年２月３日午前６時00分で、検死、解剖の結果、死因は不詳の死と判断されています。

遺体は火葬に付し、遺骨は当市に保管してあります。心当たりの方は、川口市役所生活福祉２課まで申し出てください。

平成30年５月21日
埼玉県　　川口市長　奥ノ木信夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から70歳の男性、身長約160cm、体格やせ型、右鼠径部に陳旧な手術痕１条

上記の者は、平成30年４月12日千葉市中央区椿森３丁目14番10号に所在の椿森有料老人ホームで看護師が褥瘡のケアをしていたところ、意識消失し、かかりつけの病院である千葉市中央区春日１丁目に所在のあい増田病院に搬送されるも、蘇生することなく、同日午前11時25分に医師が死亡確認したものである。死因は急性心不全。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。お心当たりの方は、千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

平成30年５月21日
千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人

公示送達

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて当該通知の内容を下記のとおり公告します。

平成30年５月21日
柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業
施行者　柏市
代表者　柏市長　秋山　浩保

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　東京市赤坂区青山南町六丁目（登記住所）
　氏名　市岡　正一
2　通知の内容
　土地区画整理法第98条第１項の規定により、柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業において定められた別紙のとおり、仮換地を指定します。
　なお、別紙の掲載は省略し、それらを千葉県柏市根戸1854番８（柏市都市部北柏駅周辺整備課）の掲示板において掲示します。

教示

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に柏市を被告として（代表者は柏市長）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年四月二十四日開催の株主総会の決議により平成三十年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日
札幌市手稲区曙二条一丁目九番八号
有限会社北成設備
清算人　階戸久仁男

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日
秋田市旭南三丁目二番二三号
有限会社相沢不動産管理事務所
清算人　相澤　純子

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日
福島県田村郡小野町大字小野新町字中通一三六番地
有限会社渡部家具本店
清算人　渡部行雄

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十一日
福島県福島市山口字瀬戸沢八番地
株式会社文知摺ゴルフ
代表清算人　篠木　一郎